

市民活動促進条例検討協議会の設置について

札幌市では、平成 13 年度に「市民活動促進に関する指針」を策定し、ボランティアや NPO など市民による自発的な公益活動(市民活動)の促進に全庁的に取り組んでいます。

平成 15 年度には、「さっぽろ元気ビジョン」において、「市民自治が息づくまちづくり」をこれからのまちづくりの基本とし、市民活動は、その中で大きな役割を果たすことが期待されていることから、更なる促進を図るため、このたび「市民活動促進条例検討協議会」を設置し、「市民活動促進条例の制定に向けた市民議論」を行うこととしました。

平成 16 年度自主・自発的なまちづくり活動に関するアンケート調査によると、まちづくり活動へ参加したい人の割合は、48.5 パーセントに上っています。この条例制定により市民の主体的なまちづくり活動の促進を図るため、同協議会での市民議論、提言等を踏まえて、平成 18 年度に、「市民活動促進条例」の制定を目指すこととしました。

1 市民活動促進条例制定に向けた基本的な考え方

市民活動の基本理念・基本原則を掲げ、市民活動団体・事業者・札幌市の役割や、活動拠点・協働のルール等の市の施策を位置付けるなど、市民の主体的なまちづくり活動の一層の促進を図ることにより、今後のまちづくり、人づくりを推進する。

2 市民活動促進条例検討協議会について

札幌市が指名した委員 7 人(学識経験者、NPO 法人関係者、町内会関係者、ボランティア活動者、企業関係者)および公募委員 3 人の幅広い分野の市民計 10 人(男性 5 人、女性 5 人)で構成。

(1) 協議会の構成

- ・ 大橋 良一 平岡地区町内会連合会会長、クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会会長
- ・ 加賀 千登世 プランナー・コピーライター
- ・ 佐藤 隆 NPO 法人 NPO 推進北海道会議理事・事務局長
- ・ 杉岡 直人 北星学園大学教授
- ・ 樽見 弘紀 北海学園大学教授
- ・ 平中 優子 八軒地区町内会連合会女性部長、西区女性部連絡協議会会長
- ・ 向井 和恵 市立札幌病院ボランティアの会”やさしさ・ジェントル”ボランティアコーディネーター
- ・ 宇野 保子 公募委員
- ・ 水崎 呈 公募委員
- ・ 山上 千尋 公募委員

(2) 協議会の設置期間

平成 17 年 8 月～平成 18 年 3 月

(3) 協議会の役割

- ・ 6 回程度の委員間の議論
- ・ 市民フォーラムでの幅広い意見集約(平成 18 年 1 月ごろ)
- ・ 提言(平成 18 年 2 月ごろ)

(4) 協議会の議論で想定される項目

- ・ 市民活動の定義、基本理念・基本原則
- ・ 市民、市民活動団体、事業者、市の役割
- ・ 人材、活動拠点、協働のルール、財政的支援等市の施策

3 第1回会議の開催

(1) 日時

平成17年8月30日(火) 午後6時から

(2) 場所

札幌エルプラザ2階「会議室1・2」(札幌市北区北8条西3丁目)

(3) 内容(予定)

- ・ 検討協議会の役割
- ・ 検討協議会で協議する項目
- ・ 今後の進め方、スケジュール

4 提言後のスケジュールについて

平成18年度中に、条例案作成段階でのパブリックコメントを経て、市議会に「(仮称)札幌市市民活動促進条例案」を提出予定。

5 他自治体の制定事例(全体で約40の自治体で制定)

(1) 政令指定都市

仙台市、横浜市、福岡市(3市)

(2) 政令指定都市以外

杉並区(東京都)、大和市(神奈川県)、豊中市(大阪府)、鳥取市(鳥取県)など。

問い合わせ先

市民まちづくり局地域振興部振興課市民活動促進担当

電話：728-5887